

4月から

高齢者の運転免許証自主返納等の 支援事業を開始しました

運転免許証 返納



市では、高齢者の交通安全対策として、新たに運転免許証自主返納等の支援事業を開始しました。対象者には、市内の交通機関などをご利用いただける「公共交通利用券（1万5千円分）」を交付します。

◆利用券交付の対象者

市内在住で次の要件をすべて満たす方

- ・運転免許証を自主返納、または更新せずに失効された方で、返納・失効された際に、満65歳以上であった方
- ・市税などに滞納がない方
- ・介護福祉課及び社会福祉課から「公共交通利用券」の交付を受けていない方

◆公共交通利用券の交付

申請書に必要事項を記入のうえ、「運転（免許）経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」の写しを添えて、交通防災課へご提出ください。



◆利用できる公共交通

- ・コミュニティバス「坂東号」
 - ・デマンドタクシー「らくらく」
 - ・市内巡回バス
 - ・民間タクシー（15事業者）
- ※制度等の詳しい内容は、市ホームページをご確認ください

国による 「サポカー補助金」

サポカー補助金は、満65歳以上の高齢運転者による、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進等抑制装置が搭載された「安全運転サポート車」の購入や、後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置の導入を補助する目的として、交付されるものです。

詳しくは、「認定取扱事業者」となっている、お近くのカーディーラーまたは自動車販売店などにお問い合わせてください。

※坂東市では申請受付業務などは行っておりませんのでご注意ください



■お問合せ

交通防災課

☎0297(21)2180

市が被告となった損害賠償請求事件について

この事件は、平成27年12月頃から、同僚職員によるパワーハラスメント行為を受け、精神的な損害を受けたとして、市に対し、平成29年12月5日付で原告職員から国家賠償法に基づき330万円を請求する訴状が提出されたものです。

以前からの原告職員とその隣接土地所有者との境界について、市が実施した国土調査の成果にも関連することから、同僚職員が原告職員に対して行ったやり取りが、パワーハラスメント行為にあたるとして、訴えられたものです。

同僚職員の証人尋問などを経て、令和2年2月19日に判決がありました。判決は、被告である坂東市は、原告職員に対し88万円の賠償金を支払え、というものでした。

判決については、市議会議員の皆様にも報告し、さまざまなご意見を頂きました。その結果、市として控訴はせず、判決を真摯に受け止めることといたしました。原告側からも控訴手続がなされなかったため、判決が確定し、市では賠償金及びその遅延金合計97万9785円を原告に支払うことといたしました。

なお、賠償金及び遅延金等については、関係した同僚職員からの自主的な申出により、寄附という形で補てんの受入れをいたしました。

今回の裁判を受け、市では、再発防止対策として、ハラスメント行為に対する相談窓口を設置しました。あわせて市の信用失墜行為に関わることで、訴えられたものとして、市に立ち入らないこと、職員個々がハラスメント行為を充分に意識して行動をすること等について、徹底を図っております。二度とこのような事件が起らないよう、職員一同が肝に銘じ職務に精励してまいります。

市民の皆様にはご心配をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げます。

▼役所や銀行がキャッシュカードの暗証番号を聞いたり、自宅まで取りに来ることはありません